

「道路運送法施行規則、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款及び関係通達の一部の改正案について（案）」に関するパブリックコメントの募集について

平成24年7月23日  
＜問い合わせ先＞  
自動車局旅客課  
(41-222)

今般、国土交通省では、別紙のとおり、道路運送法施行規則等の一部改正案を制定することを予定しております。

つきましては、広く国民の皆様からこの案に対するご意見を以下の要領で募集いたします。皆様からいただいたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考資料とさせていただきます。

なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了解願います。

### 意見公募要領

#### 1. 意見募集対象

「道路運送法施行規則、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款及び関係通達の一部の改正案について（案）」

#### 2. 意見募集期間

平成24年7月23日（月）～平成24年7月29日（日）（必着）

#### 3. 意見送付方法

別添の意見提出様式に、氏名、住所、所属（会社名又は所属団体名）、電話番号、電子メールアドレスをご記入の上（又は同等の記載事項を記載したものにより）、以下のいずれかの方法で送付して下さい。

##### (1) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局旅客課 パブリックコメント担当 あて

##### (2) 電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス：[ryokaku@mlit.go.jp](mailto:ryokaku@mlit.go.jp)

国土交通省自動車局旅客課 パブリックコメント担当 あて

※電子メールの件名を「道路運送法施行規則、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款及び関係通達の一部の改正案について（案）」に関するパブリックコメント」として下さい。

##### (3) F A Xの場合

F A X 番号：03-5253-1636

国土交通省自動車局旅客課 パブリックコメント担当 あて

#### 4. 留意事項

- ・ ご意見を正確に把握するため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
- ・ いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめその旨をご了承願います。
- ・ いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめご了承下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）